

笠間地区土地改良区だより

第16号

令和6年6月
発行



水土里ネット笠間地区

笠間地区土地改良区

〒319-0294 茨城県笠間市下郷5140

TEL 0299-45-0530・0531

FAX 0299-45-0532

農村環境を保全する

～水土里ネットは土地改良区の愛称です～

笠間地区土地改良区の概要

面積	組合員数	総代	理事	監事
600ha	1,242名	37名	22名	4名



理事長あいさつ

理事長 森 貞 男

新緑が日増しに濃くなるとともに、さわやかな初夏の風が心地よく感じられる季節となりました。

日頃より、当土地改良区の運営につきまして、特段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が落ちついたと思いきや、今度は各地で震度5から6を計測するような地震が頻発し、海外では混乱や紛争、戦闘が多発しており連日悲しい内容のニュースを目にすることが多くなっております。世界情勢の悪化は日本でも懸念の一つでもあり、さらに市民生活が苦しくなることが予想されてます。

農業関連に目を向けると、米価下落などによる所得低迷。高齢化及び耕作するほどに赤字となり離農を決断、それに伴う耕作放棄地の増加、鳥獣被害など、以前から続く多くの課題を抱えています。

耕地整理完了から30年以上経過している地区もあり、経年劣化や耐用年数超過によって設備の不具合が多発していると伺っており、土地改良区としては、今後の土地改良施設の維持管理を行っていくうえで、少しでも農業、地域社会、そして組合員のためにも地元負担軽減策の考案や耐用年数延長作業を進めております。

先のお話のとおり、社会情勢や営農が厳しさを増す一方ではありますが、その中でも本年度より笠間大洲地区の一部区域が工事完了し営農開始となりました。石井・来栖・稲田地区も換地業務や設計を進めております。さらに、昨年度から笠間市内の4つの改良区（笠間・宍戸・友部・岩間）を合併し1つの改良区とする協議を進めております。農業振興には組合員の皆様並びに耕作者の方々のご協力が必要不可欠ですので、地域の農地の維持管理作業等や事業推進に是非ともご協力いただきますようお願い申し上げます。

今後とも総代、役員並びに組合員の皆様と共に笠間地区土地改良区の発展を進めていきたい所存でありますので、より一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

会 計 報 告

令和6年度 予 算

令和6年3月5日開催の第16回通常総代会において、令和6年度収入支出予算が次の通り議決されました。

一 般 会 計 令和4年度より、土地改良法の改正に伴い複式簿記になりました。

（この事により、一般会計と特別会計が一つの会計になります。）

（単位：円）

収 入 予 算		支 出 予 算	
1. 土地改良事業収入（賦課金等）	51,526,000	1. 土地改良事業費支出	73,700,000
2. 付帯事業収入	12,000	2. 一般管理費支出	2,057,000
3. 特定資産運用収入	14,000	3. 土地改良事業負担金支出	42,263,000
4. 補助金等収入	25,438,000	4. 借入金返済支出	0
5. 業務受託料収入	824,000	5. 支払利息	253,000
6. 雑収入	6,000	6. 出資金取得支出	1,000
7. 借入金収入	30,000,000	7. 特定資産積立支出	11,656,000
8. 特定資産取崩収入	24,110,000	8. 他会計繰出額	200,000
9. 他会計繰入金	200,000	9. 繰越金	6,697,000
10. 繰越金	17,697,000	10. 予備費	13,000,000
収 入 合 計	149,827,000	支 出 合 計	149,827,000

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ ◆◆◆◆ ◆◆ ◆◆ ◆◆ ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

一般會計

笠間地区土地改良区内の全地区共通の運営経費(事務費)と、各地区からの維持管理費(繰入金)です。

(単位：円)

収 入 決 算		支 出 決 算	
1. 土地改良事業収入（賦課金等）	43,059,660	1. 土地改良事業費支出	45,991,920
2. 付帯事業収入	0	2. 一般管理費支出	3,057,492
3. 特定資産運用収入	3,310	3. 土地改良事業負担金支出	77,861,758
4. 補助金等収入	14,169,000	4. 借入金返済支出	4,497
5. 業務受託料収入	956,000	5. 出資金取得支出	1,000
6. 雑収入	84,473	6. 特定資産積立支出	5,943,264
7. 借入金収入	66,875,000	7. 他会計繰出額	356,000
8. 特定資産取崩収入	19,892,947	8. 繰越金	24,287,117
9. 他会計繰入金	0	9. 予備費	0
10. 繰越金	12,462,658		
収 入 合 計	157,503,048	支 出 合 計	157,503,048

各地区の財産

各地区の土地改良施設を管理するための経費（維持管理費）です。（支出は、一般会計を經由）

(単位：円)

科 目	笠間	大池田 上福田	大池田 1機場	大池田 2機場	大池田 2工区	福原上稲田 1工区	福原上稲田 2工区
収入合計	47,905,990	9,844,095	1,188,007	31,959,038	1,932,797	8,144,443	17,829,036
支出合計（繰出額）	2,456,866	524,374	310,061	1,244,367	1,367,848	1,065,106	1,927,275
令和4年度末積立額	45,449,124	9,319,721	877,946	30,714,671	564,949	7,079,337	15,901,761

(単位：円)

科 目	福原上稲田 3工区	箱田西部	本戸	箱田東部	箱田中央	笠間大淵
収入合計	19,074,273	12,657,539	27,526,522	28,256,734	30,004,930	162,746
支出合計（繰出額）	1,437,573	1,708,573	2,421,333	1,629,116	3,795,958	4,497
令和4年度末積立額	17,636,700	10,948,966	25,105,189	26,627,618	26,208,972	158,249



賦課金について



令和6年度笠間地区土地改良区の賦課金は、一般経費に10a当たり田3,000円、畑1,000円、水利費については、各地区により異なった単価で賦課しております。また、一部地区においては事業準備として維持管理積立金が増額となっております。

各地区の賦課金の単価、賦課期日、納入期限については、次のとおりです。

1. 経常賦課金

(単位：円)

地 区 名		一般 経費	水利費	維持管理 積立金	合 計	地 区 名		一般 経費	水利費	維持管理 積立金	合 計
笠間	田 (原前)	3,000	—	2,000	5,000	本戸	田	3,000	2,000	—	5,000
	田 (その他)	3,000	5,500	2,000	10,500		畑	1,000	—	—	1,000
	畑	1,000	—	1,500	2,500	箱田東部	田	3,000	3,050	—	6,050
大池田	田 (1工区・ 上福田)	3,000	8,000	—	11,000		畑	1,000	—	—	1,000
	田 (2工区)	3,000	12,000	—	15,000	箱田中央	田 (女男釜、 仏ノ山)	3,000	—	—	3,000
	畑	1,000	—	—	1,000		田 (その他)	3,000	6,000	—	9,000
福原・ 上稲田	田 (1工区)	3,000	8,000	2,500	13,500		畑	1,000	—	—	1,000
	田 (2工区)	3,000	8,000	6,900	17,900	大洲	田	3,000	—	—	3,000
	田 (3工区)	3,000	8,000	6,000	17,000		畑	1,000	—	—	1,000
	畑	1,000	—	—	1,000	石井来栖 稲田	田	3,000	—	—	3,000
箱田西部	田	3,000	3,550	3,000	9,550		畑	1,000	—	—	1,000
	畑	1,000	—	—	1,000						

2. 賦課期日・納入期限

	賦課期日	納入期限 (口座振替日)
経常賦課金	令和6年6月1日	令和6年7月1日

賦課金は、改良区運営のための重要な
皆さんの財産です。
納期内に必ず納めましょう。

事業計画

令和6年度の事業計画

本年度も、県営土地改良事業（笠間大洲地区・石井来栖稲田地区）及び維持管理事業を実施してまいります。関係地区の各種委員の皆様には、ご協力を賜りますようお願いいたします。令和6年度事業計画につきましては次の通りです。

○県営経営体育成基盤整備事業

- ・ 笠 間 大 洲 地 区 一丁田区域・荒谷区域の整備を予定。
- ・ 石 井 来 栖 稲 田 地 区 区画整理設計、用水設計、換地原案作成を予定。

○県単土地改良事業

- ・ 福 原 上 稲 田 2 工 区 第3号用水機場 給排気管更新工事
- ・ 本 戸 地 区 排水路路面保護工事
- ・ 箱 田 東 部 地 区 パイプライン補修工事

○土地改良施設維持管理適正化事業（本年度は申請のみ）

- ・ 大池田第1号用水機場 ポンプ・モーター更新その他付帯施設補修工事
- ・ 福原上稲田地区 第1～6号用水機場 ポンプ・モーター更新（オーバーホール）その他付帯施設補修工事

総代総選挙・役員改選のお知らせ

今年度は、総代の任期満了（令和7年3月17日）に伴う総代選挙を令和7年2月に、また、役員の任期満了（令和7年3月29日）に伴う役員改選のための総代会を令和7年3月に予定しております。

事業報告

令和5年度 事業報告

○県営経営体育成基盤整備事業

- ・ 笠間大洲地区（西大洲区域） 荒整地・仕上整地
- ・ 石井来栖稲田地区 換地原案作成・区画整理設計等

○小規模土地改良事業

- ・ 笠間地区（来栖） 排泥弁交換工事
- ・ 笠間地区（来栖） 水管橋改修工事
- ・ 大池田地区（第2機場） 揚水管改修工事
- ・ 大池田地区（2工区） パイプライン補修工事
- ・ 箱田西部地区 ポンプ停止装置取付工事
- ・ 箱田東部地区 幹線排水路補修工事



県営土地改良事業 笠間大洲地区
整地工事



小規模土地改良事業 笠間地区
（来栖）排泥弁交換工事



小規模土地改良事業 笠間地区
（来栖）水管橋改修工事



小規模土地改良事業 大池田地区
（第2機場）揚水管改修工事



小規模土地改良事業 大池田地区
（2工区）パイプライン補修工事



小規模土地改良事業 箱田西部地区
（第1機場）ポンプ停止装置取付工事



小規模土地改良事業 箱田東部地区
（寺崎）幹線排水路補修工事

笠間地区土地改良区からのお知らせ

・節水・節電にご協力を

原油価格高騰や世界情勢により機場の電気料金が値上がりしております。機場の計画的な運転を行い電気料金の軽減及び節水にご協力をお願いいたします。

・水の出しすぎはおやめください

地形や高低差、ポンプの出力によっては、水を出しすぎると他の水田に十分な水が供給できない場合があります。必要以上に蛇口を開き水を出すことはおやめください。場合によっては水利委員が蛇口の開閉を行うことがあります。

・土地改良区施設の盗難防止について

各地で蛇口等の金属製品の盗難が多発しております。各水田の蛇口は個人管理ですので、盗まれた場合は自費での修理になります。

用水期が終わったら、取り外して保管するなどの対応を各々お願いいたします。

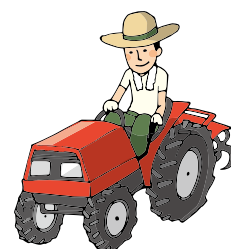
また、機場の門扉及び建屋等に施錠をして不審者に侵入されないようにしてください。

なお、周辺の目が防犯にもなるので、ご協力をお願いいたします。

・公道走行時のお願い

農作業後トラクター等で公道へ出る際は、泥を落としてから走行するよう、ご協力をお願いいたします。

やむを得ず走行し道路を汚してしまった場合は、箒などで道路清掃をお願いいたします。



・蛇口の凍結防止について

冬期の凍結による蛇口破損を防ぐため、農閑期は蛇口を必ず開けておいてください。

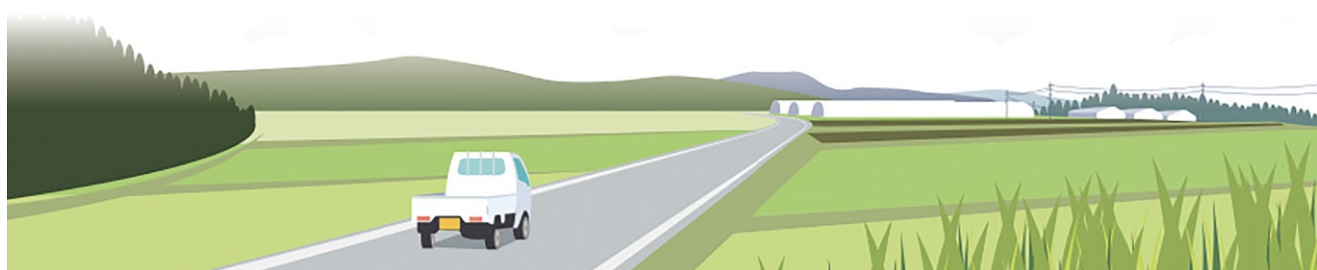
(真鍮製の場合は、原則蛇口を外して個人で保管してください。)

・危ない!!用水路やため池で遊ばないで!

毎年、農作業が盛んな4月から9月にかけて、用水路や溜池の水位が上がり、場所によっては水深が1メートル以上になります。子供が転落すると大事故につながります。痛ましい事故を防ぐため、水路や溜池で遊ばないよう、ご家庭でも話し合ってください。こうした場面を見かけたらお声がけをお願いいたします。

・施設の補修・事業の要望について

用排水施設の修理、新規事業等について要望がありましたら、役員・総代を通じて事務局に提出してください。要望内容を確認のうえ対処いたします。





知っていますか？必ず届出が必要です！



●組合員資格得喪通知届出について

土地改良法第43条（組合員の資格得喪の通知義務）で、次のような方は当改良区に『組合員資格取得・喪失通知書』の届出をすることが義務づけられています。

- ※ 組合員の死亡等により相続が発生したとき
- ※ 住所を変更したとき
- ※ 贈与・売買等により所有権を移動したとき
- ※ 貸借されて、耕作者が変わるとき
- * 市役所、法務局、農協等の名義変更とは別に当改良区への申請が必要となりますのでお願いいたします。

* 届出が提出されていない場合、賦課金の請求等は旧地権者（変更前の者）に請求されます。

●施設使用は許可を受けてください

次のような方は、地元総代・役員の同意を得た上で、必ず『施設使用承認申請書』を改良区へ提出し、許可を得てください。

- ※ 用排水路を横断し出入口を設置するとき
- ※ 当改良区所有地に水道管および排水管を埋設するとき
- ※ 排水路へ地区外の田から排水、合併浄化槽処理水、雨水等を放流するとき
- ※ その他、当改良区の施設を使用するとき

* 状況に応じて、施設の使用料を納めていただく場合があります。

●農地転用について

農業委員会に提出する農地転用（田畑転換含）や公共事業のために売却するときには、必ず『農地転用等通知書』及び『地区除外申請書』を地元総代・役員の確認書を添えて当改良区に提出してください。地区除外（田畑転換含）の際には、維持管理費の決済金を納めていただきます。



土地改良区の合併協議について（お知らせ）



市内にある友部土地改良区、笠間地区土地改良区、穴戸土地改良区、岩間土地改良区の統合整備推進について協議するため、令和5年10月24日に第1回合併推進協議会を開催しました。

構成員については、各改良区の理事長並びに理事会で推薦された維持管理工区の代表者及び県、市、県土連の職員、合わせて27名で組織されています。

友部土地改良区の小藺江理事長が会長となり、岩間土地改良区 石田理事長、笠間地区土地改良区 森理事長、穴戸土地改良区 星野理事長の3名が副会長に互選されました。

その後、令和5年12月20日に第2回、令和6年2月6日に第3回の会議を開き、新役員、総代定数や賦課金等について協議を継続しています。合併協議について、具体的な内容は総代会で議案に掲載し報告しております。



当改良区事務局に要望等がございましたら、下記宛にご一報下さい。

〒319-0294 茨城県笠間市下郷5140 岩間支所内

水土里ネット 笠間地区

TEL 0299-45-0530・0531 FAX 0299-45-0532